

# 新入学児童生徒学用品費等(入学準備金)の 前倒し支給を実施します

南砺市では、お子さまの小・中・義務教育学校就学にあたり経済的な理由でお困りの保護者に、就学に必要な準備費用の一部を援助しています(就学援助制度)。

このうち、「新入学児童生徒学用品費」については、申請により入学前の1月に受給できます。

## ○支給対象者

以下の条件に全て該当する方

- ・令和5年10月1日現在、南砺市内に住所を有する園児・児童の保護者
  - ・令和6年度南砺市立小中学校、義務教育学校に入学予定の児童生徒の保護者
  - ・令和5年度の南砺市の就学援助の認定基準に該当する保護者
- 令和4年中の世帯総所得額に対する制限を満たす世帯 に属する児童の保護者

世帯人数	世帯所得合計額の目安
3人 (親1人、子2人)	200万円
4人 (親2人、子2人)	250万円
5人 (祖父母2人、親1人、子2人)	300万円

※世帯の構成、および、社会保険料等の所得控除によって目安となる所得額は変わります。

## ○申請期間 令和5年11月1日(水)～令和5年12月8日(金)

## ○提出書類

- ① 「令和5年度就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)支給申請書(様式1)」
- ② 「就学援助費支給にかかる収入額・需要額調書(様式2)」
- ③ 「口座振込依頼書」※口座情報が分かるもの(通帳の写し等)を添付ください。

## ○支給額・支給日等

支給額：定額支給 新小学・義務教育学校1年生 : 54,060円  
新中学1年生・義務教育学校7年生 : 63,000円

支給日：令和6年1月25日(木)(予定) ※口座確認のため遅れる場合があります。

支給方法：申請した保護者様の口座に振り込みます。

## ○提出先

南砺市教育総務課、南砺市内の市民センター

(郵送の場合)：〒939-1692 南砺市荒木1550番地

南砺市教育総務課総務係

裏面に続きます。

## ○その他・注意点等

- ・今回申請をし、新入学児童生徒学用品費の支給を受けた場合でも、入学後の就学援助（学校給食費等）を希望する場合は、入学後に別途申請をしていただく必要があります。（入学後には、新入学児童生徒学用品費は支給されません。）
- ・支給を受けた後、市外へ転出された場合や南砺市立学校へ入学しなかった場合は、返還いただきます。市外転出や市外学校に入学の可能性がある場合は申請を行わないでください。
- ・入学後の就学援助の支給に関する事務処理のため、認定した場合は入学先の学校長へ通知いたします。

★就学援助制度についての詳細は市ホームページをご覧ください。

URL：<https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=26770>

QRコード→



### 【問い合わせ先】

南砺市荒木1550番地

南砺市教育委員会 教育総務課総務係

（南砺市役所 別館4階）

TEL:0763-23-2012

FAX:0763-52-6350